

会 議 録

会議名	令和4年度 第11回 小金井市学童保育所運営協議会
事務局 (担当課)	児童青少年課
開催日時	令和5年3月28日(火) 19時00分～21時00分
開催場所	第二庁舎8階801会議室及びオンライン会議
出席者	委員 深草委員長、田畑委員長、大澤委員、中山委員、鈴木委員、松川委員、下田委員、須釜委員、良知委員、沢村委員、大島委員、大村委員、馬場委員
	事務局 野村学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 補助員について (2) その他 3 閉会
配布資料	【資料4-30】小金井市民設民営学童保育所の制度概要等について
議事	<p>1 開会     委員長からの開会の挨拶、議題の紹介</p> <p>2 議題     (1) 補助員について</p> <p>    (学)     今働いている人が不満に思わないように。補助員を導入することにより、補助員が増えて、現場に有資格者の指導員が少ない、もしくは不在で無資格の補助員だけが残るといような状況にならない仕組みを作してほしい。</p> <p>    (市)     有資格者と無資格者、保育に当たることは、いろんな職種の方が保育に関わることになる、正規職員や施設長が状況把握し、推移を見て、委員の意見も聞きながら進めていく。この間、学保連の皆さんにご協議いただき感謝する。</p> <p>    (学)     業務内容に関して有資格者、無資格者の振り分けはとても分かりやすくよいが、人数が増えているので、有資格者、無資格者のペアで行うというが、どのような体制でやるのかが疑問、指導員の負担を軽減する想定や体制作りを検討してほしい。</p>

(市)

こういった体制作りにするのか、補助員導入した場合の業務分担、フォローなどの体制を内部で検討し、運協にも報告する。

(学)

基本配置があり、それを上回る人数の場合に加配の部分に補助員をつけるという考え方は変わっていないか。

(市)

運営基準の加配に関して見直しを行っているが、基本配置があり、100名を越えた児童数に対して一人の指導員をつけるということは変更せず。基本配置を上回る児童の人数に対しての加配で補助員の導入を考えているという意味である。運営基準、基本配置に変更はない。

(学)

運営基準を変えずに、変更は可能か。

(市)

直営の場合、会計年度任用職員の時給制、月額制として、基準となる配置がある。それに対して定数超過と障がいのある児童のところに加配をつけることになっている。定数超過の部分は時給制の方を配置してきたが、月給制（資格職）の方をつける方向に見直しし、障がいのある児童へは時給制の職員の配置に変更を行う。加配の指導員が時給制指導員から月額制指導員の配置に変更することになる。

(学)

加配は40名超過したら、1名か。そこに関しては無資格者でも良いのか。

(市)

職員配置は40名の場合2名、20名に1人となる。

(学)

無資格者はどのようになるか。

(市)

加配部分として、障がいのある児童の配置は集団に対しても、時給制で無資格でも配置できるようになる。

(学)

今回のプロポーザルを行ったさわり、みなみも同様か。

(市)

そちらに関しては定数超過の加配に対して無資格の方でも配置可能な状況である。

(学)

定数を越えた分は無資格者が入れる。

例えば、100名定員、200人の入所者の場合、5人無資格者の加配がつく、という認識であっているか。

(市)

現在資格者もいるので、5人全員全てが無資格になるとは限らないのではないか。

(学)

父母としては、そのような体制にならないよう、資格者職員が離職しないように施策をお願いしたい。

(市)

処遇改善はそのための予算(国・東京都)を使いながら対応を行っている。

(学)

補助員導入にあたって、心配はあるが、これまでは入れなかったが教育に関心や志しを持ち、教育関連で携われる希望のある方を積極的に採用した結果、質の向上につなげてほしい。

(市)

委託所を含めて、学童を目指す学生で、教育に携わりたい志を持っているが、今まで有資格がネックで入れなかった方が今後は入る余地が出てくると思っている。また入った後も研修を受けて慣れていただければと考えている。

(学)

二年間、一定時間以上実務を完了した折には放課後児童支援員になれる。キャリアアップ研修の流れはどのようなものか。

(市)

必須というものはないが都の研修がある。直営の場合は市独

自の研修がある。委託所は法人が実施している研修があるので、各研修でキャリアアップを目指せる。

(学)

市としては、各自の裁量によるのか。必須なのか。

(市)

研修は必ず受けること必須としている。年数回ある。現場での支援研修を受けて資格を取ることができる。必須以外のものも受けることができる。

(学)

キャリアアップ制度が整備されるというのをアピールすることで意欲のある人が集まることが想定されるので、制度を整備されることを望む。

(市)

補助員に関して、無資格ではあるが、学童保育に関心がある方を採用すべく令和5年4月より導入することになる、ご理解いただきたい。委託所のさわらび、みなみ学童から導入して動き出す。

(学)

採用してみないと、どのような状況かわからないと思うので、フィードバックし、情報共有をお願いしたい。

(市)

みなみ、さわらびの施設長に確認し、運協の委員にも情報共有する。

## (2) その他

(市)

民設民営学童保育所について事前にご質問いただいた件で、

① 公募の場合、ある程度仕様書は決まっているか。

民設民営学童保育所は市の業務委託契約でない為、仕様書でなく、「募集要項」を事前に提示して応募条件定めることとなっている。条件に合致する事業者に対して補助金を出すという仕組みである。次回の運協にて募集要項の概要のお知らせを予定している。

②当初10年としているが撤退となったときはどうするのか、または撤退できない仕組みを作っているのか。

国や都の補助金を活用して事業者支払う流れとなっており、補助金に関する支払いの適正化の条例として第14条1項第2号というものがあり、撤退となっても、市も国や都と協議する必要がある、事前に国や都と相談するようにすることを検討している。

③予算が民設民営にまわって、既存の学童の対応が悪くなるおそれはないか、予算を職員の環境改善にあてられないか。

運営費と民設民営の補助金事業とは予算が別立てとなっている、対応が悪くなることはない。職員の環境改善について、市の人件費に関わることなので、他の職とのバランスを考えたときに難しいと考える。

④市から補助金がでるということで将来的に運協への参加を想定しているか。

民設民営学童保育所に父母会ができるか等もあるので、検討課題とする。

⑤民設民営保育所に関していつ頃、全体に情報開示するか。

児童の募集要項に記載の予定であり、令和6年度入所募集を考えている。事業者の応募があつてからとなるが公設と同時期の募集を想定している。募集要項の早い周知は考えている。

民設民営学童について、予算上程という状況で、議会でも注目されている。

民設民営は市の運営基準ということでなく国の運営指針や市の条例に基づいて運営する。市の公設学童保育所の運営基準は、国の運営指針に基本的考え方は同じだが、市独自の内容も含まれている。運協委員にも意見を求めたい。

市の運営基準と国の運営指針との違いとして、市での独自の取り組み、具体的に食育の日、けん玉、誕生日会、お楽しみ会、ドッジボール大会などがあり、国の指針にはないもので、工夫した行事でメリハリをもって過ごさせている。国でも年間や月間の計画も立てるよう指導しているので市の取り組み等を伝えてそれを踏まえてもらうことを検討している。

安全管理について、現在まで市、学童、保護者で連携しながら行ってきた。民間事業者が入ってくる、重要な部分であるので確認しながら連携して対応していきたい。

学校との連携も今まで学校の敷地内や近隣にあり、市との連携があったため、学校の動きと比較的連携がしやすかったが、どう取り入れていくかも検討課題、連携方法を考えていかなければならない。

保護者とのつながり、保護者同士の交流、父母会は有効な連携方法と考えるが、保護者会をどのような形で設定するかも検討課題である。市独自の取り組みの情報を取り入れてもらいな

から運営していただく。ご意見あれば伺いたい。質問を承る。

(学)

小金井市の運営基準から国の運営指針に基づく運営に変更した理由は何か。

(市)

小金井市の運営基準を参考にしていく。民設民営では事業者から提案によると考えられる。国の運営指針に基づいているのが基本で、それにプラスアルファの提案になることを想定している。小金井市の公設の学童保育所は、市独自の運営基準が基本で、運協の場で話し合ったことも含めた基準となっており、公設と民設の運営の基準は少し違いが出てくると認識している。

(学)

小金井市の基準で募集しない理由は。育成料についてはどのようなになるか。

(市)

育成料は公設と同額設定になるので変わらない。小金井市にある学童になるので公設でも、民設民営でも、小金井市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例があるのでそれを順守していただくことに変わらない。

(学)

運営基準でなく設置基準か。

(市)

その通り。

(学)

保育園では民設民営であっても市の運営基準に従っていると思うが、学童の民設民営は小金井市の基準でなく国の運営指針なのはなぜか。

補助金を出す制度ということで、市の管轄に入るのか。何かあった場合に小金井市の指導が入るか、国の運営指針を満たしてさえいれば補助金を出すだけなのか知りたい。

(市)

市では、民設民営学童保育事業を開所するにあたり、まず業者から住所や保育の内容や計画の届け出をしてもらい、補助金

を出すので、計画通りになっているか、保育内容が届出したものに沿っているかなどの確認、指導はすることになる。市との関係というところは、毎月運営状況を求めていくことになり、年間を通して実績報告をいただくことになる。運営状況に関して確認していくことになる。

(学)

民設民営学童保育所は、検査対象になるのか、検査した上で指導や是正を求める効力はあるのか。

(市)

運営の管理ということになるので、適切な保育内容や適切な人員配置などができているか、毎月、毎年実績報告を受けて指導していくことになる。計画書を出してもらっていることになっているので、計画と実績を精査し、その結果で補助金の内容も変わっていく。指導の範囲など細かいところはこれから決めていくことになる。

(学)

少し前に民設民営の保育園で水増し請求をしたという問題が発覚したが、学童保育所においても十分に起きうる問題であり、起こさないような体制やシステムがあるのか知りたい。どのような方法で行っているのか。

(市)

補助金要項のルールを出していくので、計画通りを行っていただく、計画通りになっていない場合は補助金の返還や改善要求や指導を入れていく予定。

(学)

保育園と同じようなニュアンスで話されている、補助金を出すかどうかは市から指導ができるが、運営取り消しなどはできない。一方保育園は認可や認証が取り消されると運営が出来なくなるので、指導のレベルが違うと言えるが。

(市)

民設民営学童は、国の運営指針、市の条例に沿っていれば、補助金を出す仕組みとなっている。市の条例に沿って運営し国の指針があり、その指針通りになるかどうかは市で判断していく。

(学)

小金井市の運営基準でやらない理由は何か。

(市)

運営基準は指針より厳しいということではなく、市の独自のイベントなどがプラスアルファとなると考えられる。保育の内容については民設民営側の独自の保育の内容を尊重したいということで、市の運営基準は参考とする形になる。

民間学童となると主体の法人やNPOなどの運営の理念なども違いが出てくるが、小金井市の条例に沿った提案がなされているかということになる。

(学)

同じ市内二つ基準で運営されるのは釈然としない。民設の職員については、公設の職員の配置と同様か。

(市)

20名に一人の職員配置という基準で、支援単位一つに対して40人程度、職員2人配置を行う。

(学)

配置のニーズに関して20人に対して1人ということだが、補助員導入は小金井市の条例に従うことになると、民設と公設で違いが出てきてしまう。40名に対して職員2名、それ以上は補助員を配置するというのが適切であり、職員の配置は肝の部分なので、二重の基準(条例)があるのは望ましくない。補助員導入の議論のときと違う基準が出てくるのはおかしい。

(市)

この件については持ち帰り、考え方について整理をする。

(学)

公設の育成料と同じとあるが。同じ育成料で補助金は出るにせよ事業者が運営できるのか心配である。派遣社員などを雇ってやる中で環境が劣悪になっていく可能性を懸念している。実績上、健全に運営されているところは他市であるか。

(市)

公営の育成料と同じ金額での運営は説明のとおり、市の補助金を支出する自治体もあるようだ。その場合は補助金額の算定は児童数や状況に応じて決め全体の設定金額は、他の自治体の状況を参考にして算定している。他の自治体の運営状況をみても保育環境が悪くなったとの状況は把握していない。他市の民

設民営学童も同様の育成料で問題なく運営しているのではないか。

(学)

逆に民設がサービスがよいため、公設より人気が出る可能性も想定しているか。

(市)

例えば公設だと遅くとも19時に退所するような事業だが、民設の自主事業であれば、それ以降も預かることができ、朝8時より早く開所できるニーズがあれば、そのようなサービス内容の事業者が出てくることも想定している。保護者の負担にはなるが、公設にはないサービスを受けることができることになる。

(学)

同じ育成料を払って、公設と民設のいずれも不公平感が出ないように対応してほしい、要望する。

(学)

補助金は最初に一回限りなのか、毎年払われるものなのか。資料から読み取れないので教えてほしい。次年度予算でこの事業の予算をとって次年度以降も補助金を出す予定なのか。

(市)

施設整備費としては令和5年度予算として成立している。運営費は令和6年度予算として、予定、検討するので運営に関する部分は記載がない。運営補助金は国や都から毎年度出す予定で市も負担がある。国の負担が三分の一、東京都の負担が三分の一、小金井市の負担が三分の一は、予算として上程する。

(学)

選考委員については、みなみ、さわらびの委託所を決めるときと同様の人選か

(市)

子ども家庭部の管理職と外部有識者に入ってください。検討中である。庁内の委員は、子どもの利用する施設の改修工事があるため、施設整備の確認もある、建築関係の部署を含めることを検討している。外部有識者1名にも選定に入ってください。

(学)

保護者会について、小平市、国分寺市の学童に保護者会があるかどうか確認したか。

(市)

存在しているか各市の担当者に確認したが、確認できないとのこと。協議会も確認できていない。

(学)

小平市、府中市は、保護者会がなくなつたと聞いており、こうした運営協議会で保護者と話し合いがもたれているところは少ないと思う。

(学)

予定の選考内容について、プロポーザルと同様に選考委員会があるのか。

(市)

プロポーザルと違いプレゼンテーションはない。書類選考と現地調査は行う予定。

(学)

選考期間がタイトではないか。内容を把握した上で選定されるかを懸念している。スケジュールがタイト過ぎて、入所の子供たちに影響がでないようにしてほしい。

(市)

事業委託のときと比べると少し厳しい日程かと思うが、改修工事の日程も考えるとスケジュール通りの日程で動くことになる。他市の民設誘致のスケジュールを参考にして設定しており、さらにタイトなスケジュールのところもある。運営事業にあたっては、子どもに関する施設運営の実績があるところを選考する予定。

(学)

小金井市は全入制を維持していることはとても魅力のあることなので、引き続き維持してほしい。小平市では、民設学童の誘致もありながら公設の全入を維持していると聞いている。他市がどのようにして全入制を維持できているか。

(市)

民設が誘致されてすぐに公設から民設に流れるということは

想定していない。小平市では民設を誘致してから数年後に定員が埋まっている状況。自治体によっては、公設の入所申込の際に、民設はどうかと声掛けすることもある。公設も民設も応募が同時期であれば、民設学童があるということの案内をすることができる。

(学)

民設の開所情報は、現在保育園に通園している家庭に決まった段階で早めにお知らせいただくようお願いしたい。一番知りたい情報としては開所場所と育成料だと思う。

(市)

募集自体は同時期であるが、新しい事業ということを議会や運協でのご理解をいただきながら早めの広報に取り組んでいける。

(学)

民設の受入れ内容として4年生までの入所可能とのことだが、補助金の関係で定員オーバーは許されないのであれば4年生で埋まり、大規模化の解消にならないのでは。

(市)

他市の状況から当初から定員オーバーになることはないかもしれない。

事業所には低学年を優先的という話や学校間の中間地点であるとか、定員オーバーのときにはどうするか等、提案をいただいたので要件に入れていくこともある。

(学)

こちらの意見は取り入れてもらえるのか。

(市)

どこまでとは約束できないが、ご意見として考えていく。

(学)

民設民営では学童時間以降の自主授業というのがあるが、独自に何をしても良いという認識か。自主事業というところで提案の必要はないのか。

(市)

提案内容によるが、保育時間外の自主授業の内容まで想定していない。

(市)

市の運営基準と国の運営指針の違いについての民設民営の不安、検討事項をいただいている点を整理し、次回令和5年度初回の協議会で説明、議論できたらと思う。

(市)

協議会委員の任期は二年。副委員長は、委員の皆様から選びなおす。追って連絡いただくことといたしたい。  
次回の協議会の日程は、4月25日を予定。日程調整と進行について副委員長と調整する。

(市)

来年度予算は可決。議会の方から民設民営について議論の熟度を高めて説明をしてほしいとのこと。保護者への説明も含め丁寧にしてほしいとご意見をいただいた。

(学)

大変お世話になり、感謝する。より安心安全な学童保育にするために運営協議会は行政と保護者の意見をつなぐ大切な機会である。大規模化は検討課題ではあるが、人口が増えうれしい状況でもあるので、今学童に通所している子供たちが大人になり小金井市に戻ってくるような、まちづくりに協力していければと思う。これからも協議会を存続してほしい、よろしく願いいたします。

### 3 閉会

(市)

令和4年度第11回小金井市学童保育所運営協議会を閉会する。